

令和5年 第7回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和5年4月3日（月）
開会 午後5時00分 閉会 午後5時50分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 松本明彦 野木三司 関 美幸 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀
教育総務課長 西村 隆 学校教育課長 川村義輝
子ども未来課長 蒲田幸宏 生涯学習課長 安達 純
スポーツ推進室長 下戸裕子 文化財保存活用課長 村田雅之
- 5 書 記 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 6 議 事
 - (1) 議案第29号 京丹後市学校適正配置基本計画実施方針の策定について
 - (2) 報告第6号 京丹後市立学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について
 - (3) 報告第7号 京丹後市立こども園・保育所内科医、歯科医及び薬剤師の委嘱について
 - (4) 報告第8号 京丹後市スクールガード・リーダーの委嘱について

【追加議案 議案第30号、議案第31号、議案第32号、報告第9号】

 - (5) 議案第30号 京丹後市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱の制定について
 - (6) 議案第31号 谷垣雄三医師ご夫妻顕彰展の開催に係る後援について
 - (7) 議案第32号 専決処分の承認について（京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の一部改正について）
 - (8) 報告第9号 「歴史文化都市宣言」について
- 7 そ の 他
 - (1) 諸報告
 - ① 「共催」・「後援」に係る3月期承認について
 - (1) 各課報告
 - ① 4月学校行事予定について
 - ② 4月保育所・こども園行事予定について
 - ③ 4月生涯学習課行事予定について
- 9 会 議 録 別添のとおり（全13頁）

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和5年8月2日

教 育 長 松本 明彦

署 名 委 員 安達 京子

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 松本明彦

〔被招集者〕 野木三司 関 美幸 田村浩章 安達京子

〔説 明 者〕 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀

教育総務課長 西村 隆 学校教育課長 川村義輝

子ども未来課長 蒲田幸宏 生涯学習課長 安達 純

スポーツ推進室長 下戸裕子 文化財保存活用課長 村田雅之

〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

〈松本教育長〉

ただいまから「令和5年 第7回京丹後市教育委員会定例会」を開会いたします。

本日より令和5年度が実質的にスタートしました。教育委員会事務局の異動については、溝口教育総務課長の御退職、新谷文化財保護課長の市長部局への異動がありました。また川村学校教育課長の理事兼課長への昇任、村田文化財保存活用課長の異動と昇任、下戸スポーツ推進室長の異動と昇任など、この教育委員会議に出席する職員をはじめ、事務局全体でも、保育教諭を含む5人の新規採用職員を迎えるなど、多くの異動があり、先ほど御紹介したスタッフも合わせて、新体制のスタートをきりました。

またこの会議に先立ち、事務局職員及び園長、所長等へ向けた訓示では、本年度も「グローバルな社会を生き抜く人材の育成」と「ICTを積極的、効果的に活用した教育の充実」をより一層推進していくことに加えて、3つ目の大きな方向性として、「探究的な学びを充実させるための指導の推進」について示しました。この3つの大きな本市の教育に関わる方向性は、学校教育だけの方向性ではなく、子ども未来課、生涯学習課、文化財保存活用課においても、事業を進める上での視点としてしっかり押さえながら、事業の確実な実施による教育の充実を図ってほしいと伝えました。

また業務に当たる心構えとして、やらなければならない業務と課題の改善だけに向き合っていると、創造的で協働的な業務やアイデア、取組みは生まれてこないのも、「創造性」「協働性」を意識して、業務に当たってほしいことを繰り返し伝えました。

さらに、市職員についても、働き方についてしっかり意識をし、「メリハリ」と「バランス」感覚を持った働き方をすることで心身の健康を保ちながら職務に当たってほしいことも伝えました。

本年度も、事務局職員、園所・小中学校や関係機関としっかりと連携し、京丹後市の

教育をさらに前進させていきたいと考えていますので、教育委員の皆さんの積極的な御意見を引き続きいただきますようお願いいたします。

本日は、「京丹後市学校適正配置基本計画実施方針の策定について」をはじめ追加議案を合わせ4議案に、報告議案4件を予定していますのでどうぞよろしくようお願いいたします。

<松本教育長>

それでは、令和5年第4回教育委員会（3月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をさせていただきます。

【教育長動静報告】

<松本教育長>

以上です。御質問等ありましたらお願いいたします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

本日の会議録署名委員の指名をいたします。
安達委員を指名いたしますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

<松本教育長>

初めに、議案第29号「京丹後市学校適正配置基本計画実施方針の策定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

〈川村学校教育課長〉

議案第29号「京丹後市学校適正配置基本計画実施方針の策定について」を説明させていただきます。

京丹後市学校適正配置基本計画は、10年間の計画期間が終了した京丹後市学校再配置基本計画の改訂版として、令和3年11月26日に議会に上程し、その後審議を経て、令和5年2月25日に議決されました。

この計画は、令和3年度から概ね10年間とし、保護者、地域住民との丁寧な話し合い等により、理解が深まったと判断された場合、適正配置を行うこととし、事業の実施については別紙実施方針を策定することとしています。

事業実施に先立ち、複式学級の発生が予測される吉野小学校区において、令和4年度に保護者や地域住民に対し、説明会、意見交換会等を行った結果、理解が深まったと判断されたため、実施方針を定め事業を実施するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〈松本教育長〉

議案第29号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第29号「京丹後市学校適正配置基本計画実施方針の策定について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、報告第6号「京丹後市立学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

〈川村学校教育課長〉

報告第6号「京丹後市立学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について」を説明させていただきます。

学校医・学校歯科医・学校薬剤師については、学校保健安全法第23条第1項から第3項の規定により学校に置くこととし、医師、歯科医、薬剤師のうちから任命または委嘱することとされているため、令和5年4月1日付で別紙一覧のとおり委嘱しましたので報告させていただきます。

任期は、令和6年3月31日までの1年間となります。

なお、人事案件であるため事前に審議いただくべきものですが、例年、医師会、歯科医師会、薬剤師会の推薦を受けて行うものであり、今定例会の報告とさせていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

〈松本教育長〉

報告第6号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

次に、報告第7号「京丹後市立こども園・保育所内科医、歯科医及び薬剤師の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

<引野教育次長>

報告第7号「京丹後市立こども園・保育所内科医、歯科医及び薬剤師の委嘱について」を説明させていただきます。

幼保連携型認定こども園における学校医、学校歯科医、学校薬剤師は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条により、学校保健安全法第23条の準用が規定されており、また保育所嘱託医については厚生労働省令の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第1項の規定により置かなければならないとされています。

例年、医師会、歯科医師会、薬剤師会の推薦を受けた医師等について委嘱していることから、今年度も別紙のとおり推薦があったことから委嘱を行うものです。

任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

以上、よろしく願いいたします。

<松本教育長>

報告第7号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

次に、報告第8号「京丹後市スクールガード・リーダーの委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

<川村学校教育課長>

報告第8号「京丹後市スクールガード・リーダーの委嘱について」を説明させていただきます。

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業に係るスクールガード・リーダー、地域学校安全指導員設置要綱に基づき、教育長は、防犯について専門的知識を有する者をスクールガード・リーダーに委嘱することとしており、今年度のスクールガード・リーダーを

別紙名簿のとおり委嘱することとしましたので、報告いたします。

なお、スクールガード・リーダーは元警察官の方5名にお世話になっており、1名が新任、4名が再任していただくことができました。

任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

人事案件であるため事前に審議いただくべきものですが、継続の意向確認や後任候補の選考などの関係から、今定例会の報告とさせていただきます。

<松本教育長>

報告第8号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

次に、本日追加議案3件、報告1件を準備しています。

初めに、議案第30号「京丹後市文化財保存活用地域計画推進協議会設置要綱の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第30号「京丹後市文化財保存活用地域計画推進協議会設置要綱の制定について」を説明させていただきます。

本市では、令和3年度に京丹後市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱を制定し、協議会での議論を基に検討を進め、令和4年12月16日に同計画の文化庁認定を受けたところです。今後は、同計画に基づく施策の推進及び事業の実施を着実に進めることから、新たに京丹後市文化財保存活用地域計画推進協議会設置要綱を制定するものです。

2ページの設置要綱案をご覧ください。

第1条は設置について、第2条は所掌事務を定めています。第2条第2項に施策の推進及び事業の実施について規定しています。第3条は委員構成について規定をしています。策定協議会と同様にこの推進協議会の委員を15名以内とし、文化財の所有者、学

識経験者、商工関係団体の関係者、観光関係団体の関係者のほか、教育委員会が適当と認める者と定めています。

次のページです。第4条から第7条につきましては、任期、会長及び副会長、会議、庶務について定めています。

附則として、この告示は、令和5年4月3日から施行することとし、附則第3項にて、既存の京丹後市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱は、廃止することと定めています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<松本教育長>

議案第30号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第30号「京丹後市文化財保存活用地域計画推進協議会設置要綱の制定について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第31号「谷垣雄三医師ご夫妻顕彰展の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

<引野教育次長>

議案第31号「谷垣雄三医師ご夫妻顕彰展の開催に係る後援について」を説明させていただきます。

この事業は、京丹後ロータリークラブが主催する事業で、アフリカ西部にある、国土の多くをサハラ砂漠に覆われたニジェールにおいて、京丹後市出身の医師、谷垣雄三氏が医療を通じて国際奉仕の好例を実践された活動に対する功績を称えるため、谷垣雄三ご夫妻顕彰展並びに講演会を開催するというものです。

谷垣雄三氏は、昭和16年に峰山町で生まれ、昭和54年から病院勤務を経てアフリカニジェールの診療所に勤務。昭和57年国立病院外科の勤務を経て、平成4年に外科診療所を設立され外科医養成にも取り組まれ、その後平成29年の3月に御逝去されました。平成29年の4月には谷垣雄三医師を偲ぶ会が峰山地域公民館において開催され、京丹後市が後援を行っております。

今回の顕彰展の開催につきましては、令和5年5月27日の土曜日、午前10時30分から翌5月28日日曜日の午後4時まで。会場は、京都府立丹後文化会館ホワイエです。

講演会は令和5年5月27日土曜日、時間は未定で、会場は、中・高生を対象に峰山高等学校の体育館で、一般の方を対象に京都府立丹後文化会館で開催されます。講師は、国際協力機構JICAの山形茂生氏を予定されています。

主催者は京丹後ロータリークラブ。申請者は京丹後ロータリークラブ会長の森政博氏。共催が横浜港北ロータリークラブ、国際協力機構、谷垣雄三医師を支援する会。後援は京都府教育委員会、京丹後市、京都新聞などが予定されています。

広く市民福祉の向上または市政の推進に寄与する事業として後援するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<松本教育長>

議案第31号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

谷垣先生においては私も、御存命のときからタオルの寄付やわずかばかりの支援金もさせていただいていたのですが、京丹後市の小中学生にも、もっともっこの先生の生

き様といいますか、丹後にこんな方がいらっしやったということを知ってほしいと思います。最初は峰山町だけみたいな感じがしていたのですが、やっぱりこの活動を見るに当たって、丹後から生まれた素晴らしい先生ということで、生徒や児童にどんどん知ってほしいと思いますので、この取組みだけではなくて教育委員会としても何かしらの動きがあればよいなと思っております。よろしく申し上げます。

<松本教育長>

ありがとうございます。これはどういう募集の仕方をするかはまだ分からないのですか。

<吉岡教育総務課長補佐>

募集については予定というところで今いただいております、具体的なところはまだ確認が取れておりません。

<松本教育長>

講演内容も予定ということですね。野木委員からありましたように、詳細がはっきりしたら学校関係にも積極的に広報して、多くの児童生徒も聞きに行けるようにしていただけたらと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

それではお諮りをします。

議案第31号「谷垣雄三医師ご夫妻顕彰展の開催に係る後援について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第32号「専決処分の承認について（京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の一部改正について）」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第32号「専決処分の承認について（京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の一部改正について）」を説明させていただきます。

この補助金は、令和3年度に認定募集を開始、令和4年度に令和3年度認定者120人に対し初めて補助金の交付を行ったものですが、認定申請から補助金交付までの一連の事務を行った中で、様々な事例への対応をより明確にし、利用者の利便性の向上を図るため、今回必要な改正を行うものです。

主な改正点としましては、1つ目に、離職し、継続した就業を行わない場合は、認定を取消ししていましたが、1年以内に再び就業する場合は、認定を取り消さずに、継続することができること。2つ目は、認定を取り消されたものでも補助要件に該当する期間に係る奨学金返還額を交付申請できること。3つ目は、交付申請に係る手続き期間を1か月から2か月へ延ばしたこと。4つ目は、添付書類の提出について、住民基本台帳による住所地確認の同意を得ることで、住民票の添付を不要とすること。大きく以上の4点となります。

新旧対照表をご覧ください。

まず第2条の定義について、第4号で繰上返還、第5号で滞納繰越の定義を明確にするため、新たに加えております。

次に第4条の補助対象者について、第1号、第4号は、文言の整理を行うもので、7ページの第2項につきましては、先ほど申し上げました、離職し継続した就業を行わない場合は認定を取消ししていましたが、1年以内に再び就業する場合は認定を取り消さずに継続するという主旨の内容を加えるものです。

次に第5条の補助金の額について、第1項は文言の整理です。第4項第2号につきましては、現行の第5項から移動するもの。第3号につきましては、第4条で離職して1年以内に再び就業する場合の扱いを変更することに伴い必要となる内容を加えるものです。

次に8ページです。第6条の補助対象期間について、第1項は文言の整理で、第2項第4号については、第4条の改正に伴い削るもの。第3項につきましては、認定を取り消されたものが再び認定を受ける際の対象期間を明確にするために、加えるものです。

次に第8条の認定後の届出については文言の整理を行うというものです。

次に9ページ、第10条の認定の取消し等について、取消しの規定をより明確にする

ため、第1号から第3号までを加えるものです。

次に第11条の交付の申請等については、文言の整理を行うとともに、申請期間の延長、提出書類の削除、追加を行うものです。

次に、様式の第2号と様式第10号については、今回の条文の改正等に伴い必要な改正を行うものです。

最後に、一番下の附則ですが、この告示の施行を令和5年3月29日としています。本来ですと、事前に教育委員会で承認を得るべき案件となりますが、年度が切り替わる前に施行することにより、現認定者の利便性がより高まるということで、事務委任規則の規定により専決処分とさせていただいたものです。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<松本教育長>

議案第32号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第32号「専決処分の承認について（京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の一部改正について）」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、報告第9号「歴史文化都市宣言」について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

<引野教育次長>

報告第9号「歴史文化都市宣言」について」を説明させていただきます。

本件は、令和4年12月16日に文化庁の認定を受けた「京丹後市文化財保存活用地域計画」が令和5年度から始動することに伴い、本市の魅力あふれる歴史文化を守り、いかすための取組みを確実に進めることを決意表明するために、本年4月1日に京丹後市が宣言したものです。

宣言文について説明させていただきます。

宣言は、3つの段落から構成されています。まず1つ目の段落については、地域計画の内容をもとに、京丹後市の歴史文化の特徴を4点、「地球の胎動がもたらす恵みと脅威」「日本海の玄関口での交流・交易」「ものづくりのふるさと丹後」「多様な信仰と百歳長寿を支える食文化」といった特徴を記載しています。

次の段落は、京丹後市の歴史文化について、自然環境、史跡、伝説、伝承、産業の分野で代表的なものを紹介しています。

3つ目の段落は、地域計画で示した将来像の実現に向けて取り組む内容を3つ記載しています。歴史文化を誇りに思い、語り伝える人をはぐくむ。歴史文化の価値を明らかにし、確実に未来につなげる。歴史文化に磨きをかけ、京丹後の魅力としていかす。といったことを決意として述べているものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

<松本教育長>

報告第9号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

以上で本日の議事は全て終了させていただきました。

続いて、4のその他ということで各課報告を順次いたします。

(1) 諸報告

〈引野教育次長〉

- ① 「共催」・「後援」に係る3月期承認について

(2) 各課報告

〈学校教育課・子ども未来課・生涯学習課〉

- ① 4月学校行事予定について
- ② 4月保育所・こども園行事予定について
- ③ 4月生涯学習課行事予定について

〈松本教育長〉

全体を通して何か御質問等がありますか。

〈松本教育長〉

ないようでしたら、以上で第7回京丹後市教育委員会定例会を閉会いたします。御苦
労様でした。

〈閉会 午後5時50分〉

[5月定例会 令和5年5月1日(月) 午後3時00分から]